

本号の掲載記事

- トピック 会社法務 「会社法・金商法上の「内部統制」」 弁護士 野村祥子
- トピック 新法・新制度 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（フリーランス保護新法）の概要」 弁護士 前野陽平
- トピック 新法・新制度 「ドローンをめぐる法規制の概要」（後編） 弁護士 小関伸吾
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川治

## トピック 会社法務

### 会社法・金商法上の「内部統制」



弁護士 野村 祥子

#### 1 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の改訂

昨年12月15日、金融庁が設置する企業会計審議会は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」<sup>1</sup>（以下「公開草案」といいます。）を公表し、パブリックコメントに付しました（公募期間は既に終了）。「財務報告に係る内部統制」は、金融商品取引法の改正により2008年に導入されましたが、制度導入から約14年が経過し、この間の経済社会の構造変化やリスクの複雑化等に対応するため、このたびの改訂案が作成されたということです。

ところで、この「財務報告に係る」内部統制のほか、会社のリスク等全般に対応するという意味での内部統制など、「内部統制」という用語はよく耳にしますが、なぜ企業に内部統制が求められるようになったのか、また内部統制が求められる根拠は何か、といった点について、必ずしも理解が浸透しているわけではないように思います。そこで、簡単にではありますが、内部統制制度が導入された背景やその根拠などにつき、改めて概観したいと思います。

#### 2 内部統制の構築義務について

法律上、内部統制に係る直接的な規定は、会社法と金

融商品取引法（以下「金商法」と略します。）に設けられています。

会社法では、取締役（会）は業務の適正を確保するために必要な体制を整備するものとされ（法348条3項4号、362条4項6号）、大会社では、この体制の整備が義務づけられています（法348条4項、362条5項）。大会社以外の会社でも、取締役は会社に対する善管注意義務（民法644条）を負いますから、会社によって程度や内容に差はあれども、取締役（会）には業務の適正を確保するために一定の体制を構築する責任があると考えられます。

金商法では、上場会社等を対象に、会社の財務書類等の情報の適正性を確保するために必要な体制の整備と評価が求められています（法24条の4の4）。

このように、会社法では会社としての業務全般の適正を確保するための体制整備が求められているのに対し、金商法ではその中でも特に財務書類等の情報の適正を確保するための体制を整備することが求められているという違いがあります。

#### 3 内部統制制度が規定された経緯・背景

1980年代、米国にて不正な財務報告が頻出したことをきっかけに、1992年、米国のトレッドウェイ委員会支援組織委員会（略称COSO。米国公認会計士協会等の5つの組織によ

り設立)がCOSOレポートと言われる内部統制に関する報告書を公表しました。この報告書は、内部統制の定義を示すとともに、内部統制システムを評価・改善するための枠組みを示しました。この枠組みが「COSO キューブ」と言われるもので、立方体の縦軸として内部統制の対象とすべき目的として①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守の3つを挙げ、横軸として内部統制を達成するための手段(構成要素)として(1)統制環境、(2)リスクの評価と対応、(3)統制活動、(4)情報と伝達、(5)モニタリング(監視活動)、の5つを挙げ、これらが組み合わさって内部統制が機能する状況を示しました(図・左側「米国COSOキューブ」)。

この後、2001年のエンロン破綻、2002年のワールドコム破綻などの事件を受け、米国では、2002年にサーベインズ・オックスリー法(SOX法)が成立しました。日本の金商法上の財務報告にかかる内部統制制度の元となった法律です。日本では、2000年の大和銀行事件判決、2004年の西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載事件などを経て、内部統制の重要性が認識されるようになり、2005年に内部統制にかかる体制の構築を定めた改正会社法が、翌2006年には財務報告にかかる内部統制を定めた改正金商法が成立しました。

金融庁の企業会計審議会では、改正金商法の成立を受け、財務報告にかかる内部統制の評価及び監査の基準並びに実施基準を公表し、その中で日本向けにCOSOキューブを見直して、内部統制の目的として、上記①～③に「④資産の保全」を加え、また構成要素には、上記(1)～(5)に「(6)ITへの対応」を付加しました(図・右側「日本版COSOキューブ」)。

さらに冒頭に述べた公開草案では、サステナビリティ等の非財務情報にかかる開示の進展や、COSO報告書の改訂をふまえて、内部統制の目的③の「財務報告の信頼性」を「報告の信頼性」に変更しました。ここでの「報告」は、非財務情報を含む組織内外への報告であるとしたうえで、ここには財務

報告の信頼性が含まれ、金商法上の内部統制報告制度はあくまで財務報告の信頼性確保が目的である、としています。

このように、日本において企業に内部統制の体制整備が求められるようになった背景や内部統制体制の内容は、多分に米国における動きの影響を受けつつ、日本独自の要素を加味して形作られてきた経緯があります。

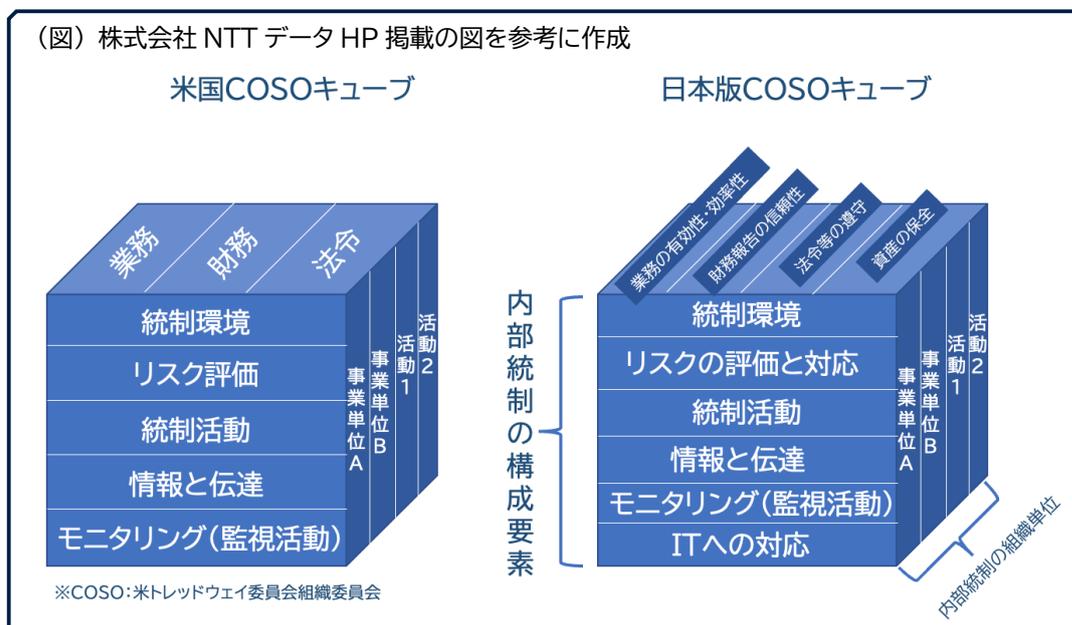
#### 4 内部統制を確保する体制の構築

公開草案における内部統制の基本的枠組みに関する主な改訂点は、上述のとおり内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を「報告の信頼性」としたことのほか、内部統制の基本的要素のうち「リスクの評価と対応」において、不正に関するリスクを考慮することの重要性が明示され、また「情報と伝達」において、情報の信頼性の確保におけるシステムが有効に機能することの重要性、「ITへの対応」においてIT委託業務の統制の重要性や情報システムに係るセキュリティ確保の重要性につき指摘がされたことなどが挙げられます。

具体的な内部統制を確保するための体制については、すでに各社において取り組んでおられるところかと思いますが、キューブに照らし、体制に不備はないか、あるいは構築した体制が機能しているかについてチェックすることは有用だと考えられます。会社法の観点からは目的①～④の全てについて、金商法の観点からは特に目的②のうち財務報告の信頼性について、組織単位(各事業部、各部課など)ごとに(1)～(6)の構成要素の観点からみて目的が達成できる体制になっているか、阻害要因が存しないか、今一度見直されてみてはいかがでしょうか。

(注)

1 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221215.html>



## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案 (フリーランス保護新法)の概要



弁護士 前野 陽平

### 1 はじめに

令和5年2月28日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(いわゆるフリーランス保護新法<sup>1</sup>。以下「本法」といいます。)が閣議決定されました。私は、令和4年10月末まで、特定任期付公務員として内閣官房・新しい資本主義実現本部事務局・フリーランス保護法制準備室に在籍し、本法の立案作業に携わりました。閣議決定段階ですら細部に立ち入ることはできませんが、本法の概要を紹介します。なお、本法案が成立した際には、より詳細に解説する予定です。

### 2 目的

本法の目的は、「我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」(第1条)とされています。聞き慣れない言葉が出てきてわかりにくいかもしれませんが(この点は3で後述します。)、ざっくりと申し上げれば、フリーランスの取引を適正化することと、フリーランスが働きやすい環境を整備することが本法の目的です。

### 3 定義

第2条に定義規定が置かれています。一見するとわかりにくいかもしれませんが、条文を丁寧に読めばそれほど難解なものではありません。まず、「特定受託事業者」とは、①業務委託<sup>2</sup>の相手方である事業者であって、かつ、②-a個人であって従業員を使用しないもの、又は、②-b法人であって一の代表者以外に他の役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ)がなく、かつ、従業員を使用しないもの、と定義されています(つまり「①かつ②-a」又は「①かつ②-b」が「特定受託事業者」です。第2条第1項)。これはいわゆるフリーランスを念頭に置いたものですが、本法は、業務を受ける側については、個人・法人を問わず「一人で事業をし

ている者」を捉えて「特定受託事業者」と定義しているのです。

また、「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人又は法人の代表者をいいます(同条第2項)。個人の場合、「特定受託事業者」と「特定受託業務従事者」は同一の者を指しますが、法人の場合、法人そのものが「特定受託事業者」で、法人の代表者(=自然人)が「特定受託業務従事者」と考えていただければ、わかりやすいと思います。一方、「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいい(同条第5項)、「特定業務委託事業者」とは、①業務委託事業者であって、かつ、②-a個人であって従業員を使用するもの、又は、②-b法人であって二以上の役員があり又は従業員を使用するものと定義されています(つまり「①かつ②-a」又は「①かつ②-b」が「特定業務委託事業者」です。同条第6項)。

このように、本法は、業務を委託する側については、個人・法人を問わず「二人以上で事業をするもの」を捉えて「特定業務委託事業者」と定義しています(なお、「業務委託事業者」と「特定業務委託事業者」とで適用される規定が異なりますが、多くの規定は「特定業務委託事業者」に適用されます。後記4をご参照ください)。

本法は、「一人で事業をする者」か「二人以上で事業をする者」という観点から、受託者側(一人で事業をする者)と委託者側(二人以上で事業をする者)をそれぞれ定義していると整理することができます。

### 4 特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備

2で述べたとおり、本法は大きく、①特定受託事業者に係る取引の適正化と②特定受託業務従事者の就業環境の整備を目的とするものです。本法はこれらの目的を達成するために様々な規定を置いていますので、以下、それぞれ概観します。なお、①については下請代金支払遅延等防止法(いわゆる下請法)と類似する規定も多いため、参考までに対応する規定を脚注に記載しております。

#### (1) 特定受託事業者に係る取引の適正化

##### ①給付内容や報酬額等の明示(第3条)<sup>3</sup>

業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、

支払期日等を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に明示しなければなりません。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に明示しなければなりません（第3条第1項）。業務委託事業者は、第1項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、原則として、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければなりません（同条第2項）。

#### ②報酬支払期日の設定（第4条）<sup>4</sup>

特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の内容の給付の内容について検査をどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は役務の提供を受けた日）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければなりません（第4条第1項）。第1項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなされます（同条第2項）。特定業務委託事業者は、原則として、これらの支払期日までに報酬を支払わなければなりません（同条第5項）。

#### ③遵守事項（第5条）<sup>5</sup>

特定委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（継続的なものに限る。）をした場合は、次のような行為をしてはなりません。

- ア 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと
- イ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること
- ウ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること
- エ 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること
- オ 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合

を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること

また、特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（継続的なものに限る。）をした場合、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはなりません（第5条第2項）

- ア 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- イ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（役務提供の場合は役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること

#### (2) 特定受託業務従事者の就業環境の整備

##### ①募集情報の的確な表示（第12条）

特定業務委託事業者は、新聞や雑誌等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはいけません（第12条第1項）。また、その際、提供する情報を正確かつ最新の内容に保たなければなりません（同条第2項）。

##### ②妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮（第13条）

特定業務委託事業者は、業務委託（継続的なものに限る。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（法人の場合はその代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければなりません（第13条第1項）。また、継続的なものではない業務委託については、このような配慮をするよう努めなければなりません（同条第2項）。

##### ③業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して構はずべき措置等（第14条）

特定業務委託事業者は、性的な言動等や妊娠・出産に関する言動等によって特定受託業務従事者の就業環境を書さないよう、特定受託業務従事者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければなりません（第14条第1項）。また、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が第1項の相談を行ったこと等を理由として、契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはなりません（同条第2項）。

##### ④解除等の予告（第16条）

特定業務委託事業者は、業務委託（継続的なものに限る。）に係る契約を解除しようとする場合には、原則として、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければなりません（第

16条第1項)。また、特定受託事業者が、解除の予告がされた日から契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、原則として、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なくこれを開示しなければなりません(同条第2項)。

## 5 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができます(第7条、第8条、第9条、第11条、第17条、第18条、第19条、第20条、第22条)。また、命令違反及び検査拒否等に対し、罰金が科せられます(第24条、第25条、第26条)。

## 6 施行日

施行日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています(附則第1条)。

(注)

1 <https://www.cas.go.jp/jp/houan/211.html>

2 「業務委託」とは、①事業者がその事業のために他の事業者が物品の製造(加工を含む。)又は情報成果物の作成を委託すること、②事業者がその事業のために他の事業者が役務の提供を委託すること(他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。)と定義されています(第2条第3項)。

### 3 下請法第3条参照

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

### 4 下請法第2条の2参照

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

### 5 下請法第4条参照

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、

第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。)に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料(以下「原材料等」という。)を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日まで一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に)給付をやり直させること。

## ドローンをめぐる法規制の概要について（後編）



弁護士 小関 伸吾

前号（2023年3月号）に続き、ドローンをめぐる法規制の概要について解説します。

### 1 飛行に伴う危険度に応じた飛行カテゴリーの設定（2021年改正法）

航空法（2021年改正法）は、無人航空機の飛行に伴う危険度に応じて、飛行形態を、①カテゴリーⅢ（特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じないで行う飛行。法132条の85第1項及び第2項、法132条の86第2項及び第3項）、②カテゴリーⅡ（特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じたうえで行う飛行。法132条の85第2項及び第3項、法132条の86第3項及び第4項）、③カテゴリーⅠ（特定飛行に該当しない飛行）の3つに分類しました。その判定フローチャートは、図1のとおりです。

カテゴリーⅢは、改正前の航空法では禁止されていた類型であり、レベル4の飛行は、カテゴリーⅢに該当します。

カテゴリーⅡは、改正前の航空法でも飛行の許可・承認が必要とされていた類型であり、飛行レベルとしては、レベル

1からレベル3までのものがあります。カテゴリーⅡのうち、危険性が比較的高い類型（空港等の周辺での飛行、地面から150m以上の上空での飛行、イベント会場の上空での飛行、危険物の輸送、物件の投下、機体の総重量が25kg以上〔規則236条の73〕のいずれかに該当する場合はカテゴリーⅡAとされています。これに対し、危険性が比較的低い類型（人口集中地区〔DID地区〕での飛行、夜間での飛行、目視外での飛行、人または物件からの距離が30m未満となる飛行のいずれかに該当する場合）のうち、後述の機体認証・操縦ライセンスの保有要件を満たすものはカテゴリーⅡBとされ、当該保有要件を満たさないものはカテゴリーⅡAとされています。

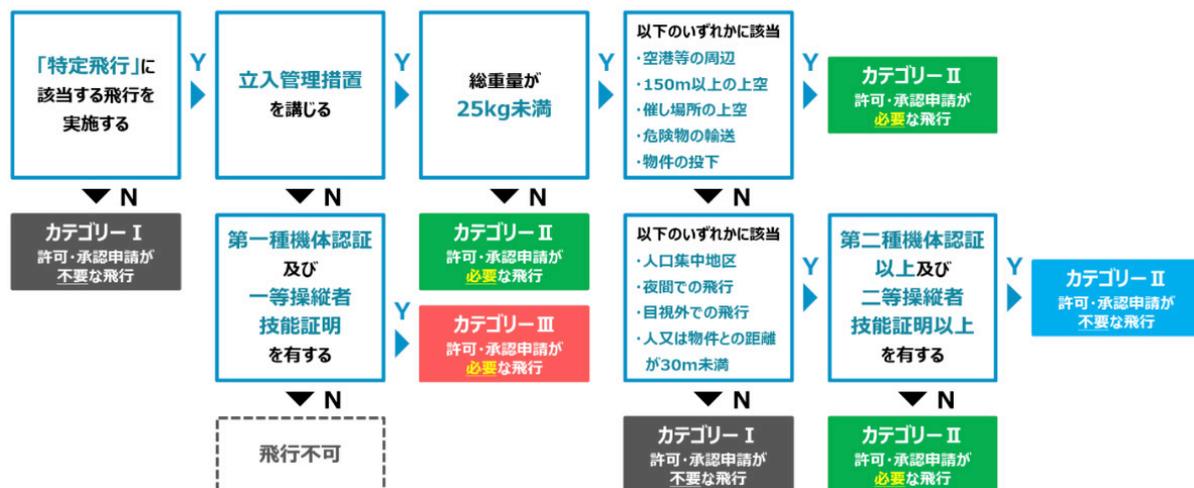
カテゴリーⅠは、改正前の航空法でも飛行の許可・承認が不要とされていた類型であり、飛行レベルとしては、レベル1とレベル2のものがあります。

### 2 飛行カテゴリーに応じた機体認証制度の創設（2021年改正法）

航空法（2021年改正法）は、飛行カテゴリーに応じた機

図1

YES ▶ NO ▶



上記の図は、国土交通省のホームページより引用したものです。

※ 緊急用務空域での飛行は、原則として禁止されており、上記の図における許可とは別個の許可の取得が必要です。

※ 立入管理措置とは、無人航空機の飛行経路下における、補助者の配置及び第三者（操縦者・補助者以外の者）の立入り制限等の措置を指します（規則236条の70）。

体認証制度を創設しました。

機体認証制度とは、無人航空機の安全基準への適合性（設計、製造過程、現状）について機体ごとに検査する制度であり、要求される安全性のレベルに応じて、第一種機体認証（高度な安全性が要求される場合）と第二種機体認証（第一種ほどの高度な安全性が要求されない場合）があります（法 132 条の 13 第 2 項 1 号及び 2 号）。機体認証のための検査は、国土交通大臣が行いますが（法 132 条の 13 第 1 項）、国土交通大臣は、国土交通大臣の指定を受けた登録検査機関に対し、検査の実施に関する事務の全部または一部を行わせることができます（法 132 条の 24）。

カテゴリⅢの飛行を行うためには、第一種機体認証の取得が必須です（法 132 条の 85 第 1 項本文、法 132 条の 86 第 2 項本文）。

カテゴリⅡの飛行を行うためには、第二種機体認証の取得で足りるうえ、当該認証を得ることは必須ではなく任意であり、当該認証がなくとも、飛行の許可・承認を取得すれば飛行することが可能です（法 132 条の 85 第 2 項及び第 3 項、法 132 条の 86 第 3 項及び第 4 項）。第二種以上の機体認証がない場合、機体の安全性については、飛行の許可・承認の手続の中で審査されます。

カテゴリⅠの飛行を行うためには、機体認証や、飛行の許可・承認を取得する必要はありません。

また、主に量産機については、その設計と製造過程を検査する型式認証の制度が用意されており、要求される安全性のレベルに応じて、第一種型式認証（高度な安全性が要求される場合）と第二種型式認証（第一種ほどの高度な安全性が要求されない場合）があります（法 132 条の 16 第 2 項 1 号及び 2 号）。型式認証のための検査は、国土交通大臣が行いますが（法 132 条の 16 第 1 項）、国土交通大臣は、国土交通大臣の指定を受けた登録検査機関に対し、検査の実施に関する事務の全部または一部を行わせることができます（法 132 条の 24）

型式認証を得ているタイプの機体については、機体ごとに行われる機体認証において、設計と製造過程の検査の全部または一部が省略されます。但し、第一種機体認証において省略されるのは、検査の一部のみです。カテゴリⅢの飛行を行うために必要とされる第一種機体認証の取得手続において、設計と製造過程の検査の一部を省略するためには、第一種型式認証が必要となります（法 132 条の 13 第 5 項及び第 6 項）。

第一種機体認証の有効期間は 1 年であり（法 132 条の 13 第 10 項、規則 236 条の 18 第 1 号）、第二種機体認証と第一種・第二種型式認証の有効期間は 3 年です（法 132 条の 13 第 10 項、規則 236 条の 18 第 2 号、法 132 条の 16 第 6 項、規則 236 条の 27）。いずれの認証も期間の満了時に再取得する必要があります。

### 3 飛行カテゴリに応じた操縦ライセンス制度の創設（2021 年改正法）

航空法（2021 年改正法）は、飛行カテゴリに応じた操縦ライセンス制度を創設しました。

操縦ライセンス制度は、無人航空機を安全に飛行させるために必要な知識及び能力を有することを証明する制度であり、要求される安全性のレベルに応じて、一等操縦技能証明（高度な知識・技能が要求される場合）と二等操縦技能証明（一等ほどの高度な知識・技能が要求されない場合）があります（法 132 条の 42 第 1 号及び第 2 号）。

カテゴリⅢの飛行を行うためには、一等操縦技能証明の取得が必須です（法 132 条の 85 第 1 項、法 132 条の 86 第 2 項）。

カテゴリⅡの飛行を行うためには、二等操縦技能証明の取得で足りるうえ、当該証明を得ることは必須ではなく任意であり、当該証明がなくとも、飛行の許可・承認を取得すれば飛行することが可能です（法 132 条の 85 第 2 項及び第 3 項、法 132 条の 86 第 3 項及び第 4 項）。二等以上の操縦技能証明がない場合、操縦者の知識及び技能については、飛行の許可・承認の手続の中で審査されます。

カテゴリⅠの飛行を行うためには、操縦ライセンスや、飛行の許可・承認を取得する必要はありません。

操縦ライセンスの取得のための試験（身体検査、学科試験、実地試験）は、国土交通大臣か、または国土交通大臣の指定を受けた指定試験機関が実施しますが（法 132 条 47 第 1 項から第 3 項、法 132 条の 56 第 1 項から第 3 項）、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関（民間のドローンスクール等）の講習を修了した者については、学科試験または実地試験の全部または一部を免除することができます（法 132 条の 50）。

一等操縦技能証明・二等操縦技能証明の有効期間は 3 年であり、期間の満了時に更新することができます（法 132 条の 51 第 1 項及び第 2 項）。

### 4 機体認証と操縦ライセンスを取得した場合（カテゴリⅡ B）における許可・承認の省略制度の創設（2021 年改正法）

航空法（2021 年改正法）においては、危険性が比較的高い類型（空港等の周辺での飛行、地面から 150m 以上の上空での飛行、イベント会場の上空での飛行、危険物の輸送、物件の投下、機体の総重量が 25kg 以上のいずれか）に該当しないが、危険性が比較的低い類型（人口集中地区〔DID 地区〕での飛行、夜間での飛行、目視外での飛行、人または物件からの距離が 30m 未満となる飛行のいずれか）に該当する場合において、機体に関する第二種以上の機体認証と、操縦者に関する二等以上の操縦技能証明をいずれも取得して

いるときは、飛行の許可・承認を省略することができるものとされました（カテゴリーⅡ B）。但し、飛行マニュアルの作成及びその遵守等、無人航空機の飛行の安全を確保するために必要な措置を講じる必要があります（法 132 条の 85 第 3 項、法 132 条の 86 第 4 項、規則 236 条の 75 第 1 項）。

これに対し、カテゴリーⅢの飛行と、危険性が比較的高い類型のカテゴリーⅡ A の飛行については、機体認証及び技能証明をいずれも取得していても、飛行の許可・承認を省略することはできません。また、危険性が比較的低い類型にあたるが機体認証・操縦ライセンスの保有要件を満たさないタイプのカテゴリーⅡ A についても、飛行の許可・承認を取得する必要があります（法 132 条の 85 第 2 項、法 132 条の 86 第 3 項）。

なお、特定飛行を行うための許可・承認を得るための基準の詳細は、国土交通省が策定した「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」に定められており、カテゴリーⅢの飛行の許可・承認を得るためには、補助者の役割を代替できる性能を有する機体装備や地上設備等を備えることが必要であるとされています。

飛行カテゴリーごとに、無人航空機の登録、機体認証・操縦ライセンス、及び飛行の許可・承認の要否を整理すると、表 1 のとおりになります。

## 5 飛行カテゴリーに応じた運行ルールの導入・整理（2021 年改正法）

航空法（2021 年改正法）においては、飛行カテゴリーに応じた運行ルールの導入・整理が行われました。

カテゴリーⅢとⅡの飛行については、操縦ライセンスによって飛行を行う場合にライセンス証（技能証明書）を携帯することが義務付けられたほか（法 132 条の 54）、国土交通大臣に対する飛行計画の事前通報と、飛行日誌の記録が必須とされました（法 132 条の 88、法 132 条の 89）。

また、カテゴリーⅡの飛行については、飛行経路下に第三者が立ち入らないようにするために立入管理措置を講じたうえで、もし、第三者の立ち入りまたはそのおそれがあることが確認された場合には、直ちに無人航空機の飛行を中止し、飛行経路の変更と安全な場所への着陸を行うことが義務付けられました（法 132 条の 87）。

さらに、3 つのカテゴリーを問わず、飛行方法の規制として、操縦者がアルコール等を摂取した状態での飛行や、他人に迷惑を及ぼす方法での飛行（不必要な騒音を発生させる飛行、急降下等の危険性のある態様での飛行等）は、一律に禁止されているほか（法 132 条の 86 第 1 項 1 号及び 4 号）、飛行に支障がなく、飛行に必要な準備が整っていることを事前に確認すること、及び無人航空機の衝突事故を予防するために、周囲の状況に応じて地上への降下等の措置をとることが義務付けられています（法 132 条の 86 第 1 項 2 号及び 3

号）。

加えて、3 つのカテゴリーを問わず、人の死傷・物件の損傷等の事故が発生した場合には、直ちに無人航空機の飛行を中止し、負傷者の救護及びその他の危険を防止するために必要な措置を講じるとともに（法 132 条の 90 第 1 項）、国土交通大臣への報告を行うことが義務付けられており（法 132 条の 90 第 2 項）、事故が発生するおそれがあったと認められる事態が発生した場合にも、国土交通大臣への報告を行うことが義務付けられています（法 132 条の 91）。

飛行カテゴリーごとに、適用される運行ルールの範囲を整理すると、表 2 のとおりになります。

## 6 おわりに

2023 年 2 月時点の法令に基づき、ドローンをめぐる法規制の概要について解説しました。

今後、都市部におけるドローンのレベル 4 飛行の本格的な実現に向けて、官民連携による様々な実証実験が行われるとともに、必要に応じて、航空法施行規則の改正、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の改訂、ドローンの活用方法に応じた各種ガイドラインの改訂・策定等が繰り返し実施される可能性があり、その動向を注視する必要があります。

表 1 飛行カテゴリー別ライセンス等の要否

カテゴリー区分	登録	機体認証・操縦ライセンス	許可・承認	
			運行管理	機体の安全性・操縦能力
Ⅲ	必要	必要(第一種/一等)	必要	機体認証・操縦ライセンスの保有を確認
ⅡA	必要	任意(第二種以上/二等以上)	必要	機体認証・操縦ライセンスの保有を確認 機体認証・操縦ライセンスがない場合は許可・承認の手続の中で審査
ⅡB	必要	必要(第二種以上/二等以上)	不要(但し、必要措置を講じることが条件)	不要(機体認証・操縦ライセンスの保有によって確保)
Ⅰ	必要	不要	不要	不要

表 2 飛行カテゴリー別運行ルール

カテゴリー区分	技能証明書の携帯	飛行計画の事前通報	飛行日誌の記録	第三者立入時の措置(飛行中止、経路変更、着陸等)	飛行方法の規制(アルコール等・迷惑行為の禁止、準備の確認、衝突予防措置)	事故発生時の措置(飛行中止、負傷者救護、報告等)	事故発生のおそれがあった場合の報告
	法132条の54	法132条の88	法132条の89	法132条の87	法132条の86	法132条の90	法132条の91
Ⅲ	○	○	○	×	○	○	○
ⅡA	○	○	○	○	○	○	○
ⅡB	○	○	○	○	○	○	○
Ⅰ	×	×	×	×	○	○	○

# 近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

## 「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会」報告書の公表<sup>1</sup>

金融庁は、令和5年3月31日、「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会」報告書を公表しました。

近年、金融機関による事業性に着目した融資へのニーズが高まっていますが、金融機関による事業性に着目した融資を推進するためには、多様化する事業者のビジネスモデルへの理解、事業者へのモニタリング・支援を行うことへの動機づけをすることが重要です。その一環として、様々な場において担保制度の見直しの議論が進められています。皆様もご存じの通り、法制審議会担保法制部会においても、論点の一つとして、事業担保制度導入の検討が行われています。もっとも、立法により新たに事業担保制度が導入されたとしても、当該制度を組み込んだ実務慣行が醸成されることが必要です。

本報告書は、既に全資産担保制度の活用がなされている米国および英国の担保制度や実務慣行について、現地の金融機関及び法律事務所へのインタビューや文献調査を通じて調査・分析を行うとともに、日本において事業性に着目した融資を促進する実務慣行の在り方や金融機関と事業者との関係の在り方、実務慣行を醸成する際に重要と考えられる担保制度の要素や機能等について議論・整理を行ったものです。

米国・英国の担保制度や実務慣行と日本の現在の制度・実務との共通点・相違点を明らかにしており、貸し手である金

融機関は勿論、借り手である事業者側の視点からも、大変充実した内容になっています。制度でいえば、米国・英国の全資産担保であれば、債務者の協力が得られない場合でも事業全体を処分することが可能ですが、日本では、事業全体を第三者に譲渡する実行方法が法律上整備されていないことから、事業全体の処分が債務者の意思に反する場合には、事業全体の処分には困難が生じることになります。また、融資契約・担保契約の内容で一例を挙げれば、エクイティ・キュア条項（一定の財務制限条項や期限の利益喪失事由への抵触があった場合において、株主からの出資により、当該抵触状態を治癒する権利を債務者に認める旨の規定）等、日本ではほとんど見られない条項が米国・英国では盛り込まれることがあるようです。

本報告書は、法制審議会担保法制部会の議論のフォローの一助となることは勿論、実際に事業担保制度が導入された際の制度活用の具体的イメージを掴むためにも、フォロー必須です。

(注)

1 <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230331/20230331.html>

## 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会、「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインVer. 2.0」の公表<sup>1</sup>

知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局・経済産業省経済産業政策局産業資金課）は、令和5年3月27日、「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）Ver. 2.0を策定し、公表しました。

近年、知財等の無形資産が競争力の源泉として重要性を増しているにもかかわらず、多くの日本企業は依然として有形資産投資を重視する傾向にあり、先進的な競合相手の後塵を

拝しています。これに対して本ガイドラインVer. 1.0（令和4年1月公表）は、企業がいかなる形で知財・無形資産の投資戦略の開示等に取り組めば、投資家や金融機関から適切に評価されるかを5つの原則、7つのアクションの形で示しました。

本ガイドラインVer. 1.0の公表以降、企業は無形資産の投資・活用戦略等に真摯に取り組んでいます。しかしながら、中・長期的に企業価値に結び付き得る無形資産に関心を持つ投資家・金融機関に対し、企業が現有の無形資産を説明する等、企業と投資家・金融機関の思考構造のギャップが顕在化

しており、PBR1倍割れの企業が多い状況が続く等、我が国における知財・無形資産の有効活用は道半ばです。

かかる課題や国際的な環境変化等を踏まえて、本ガイドラインVer. 2.0は、企業による無形資産にかかる取組が、企業価値として顕在化する環境整備を目指し策定されました。その内容は、「ストーリーの明確化」のフレーズを用いて、企業に対し、将来像から逆算して無形資産への投資戦略を定位し示すことを求める等、企業と投資家との間の対話の枠組みを提示するものです。

本ガイドラインは、社内の知財・無形資産部門にとどまらず、経営陣その他経営戦略、事業戦略に携わる方々にとって「共通言語」として活用されることが期待されます。下記のリンクをご参照のうえ、投資家・金融機関との対話を見据えてキャッチアップされてはいかがでしょうか。

(注)

1 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tou-si\\_kentokai/pdf/v2\\_shiryo1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tou-si_kentokai/pdf/v2_shiryo1.pdf)

## 書籍のご紹介

### 優越的地位の濫用の 法理と実務

ガイドライン、審決・判決、実態調査からみる  
独占禁止法適用の可能性

酒井紀子◎著



優越的地位の濫用の  
可能性・予見可能性を検証!

- 公正取引委員会で長年審判手続等に携わってきた著者が、ガイドライン・具体的事例・実態調査報告書を分析して実務の指針を明示!
- 実務家はもとより、企業の取引責任者や法務担当者に読んでほしい実践的ハンドブック!

発行 〓 民学法学研究会

<http://www.minjiho.com/shopdetail/00000001383/005/P/page1/recommend/>

定価：5,500円(税込)

酒井紀子 著

発行日：2023年1月26日

判型・体裁・ページ数：A5判・489ページ

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456 (大阪) 03-6272-6847 (東京)

メール：[newsletter@dojima.gr.jp](mailto:newsletter@dojima.gr.jp)

WEB：[www.dojima.gr.jp](http://www.dojima.gr.jp)